

令和5年度県庁避難訓練（消火、通報及び避難）実施要領

1 訓練目的

消防法第8条に定める通報、避難訓練等を実施し、職員の防火意識を高める。

火災または大規模地震発生時における職員及び来庁者に対する安全確保、被害の軽減、二次的災害発生を防止するため、地震と火災を想定した総合避難訓練を実施する。

2 実施日時

令和5年12月15日（金）午前9時15分から午前9時55分まで

3 参加者

本庁舎、第二庁舎、議会棟、議会棟別館、車庫棟に勤務する職員等（約100人程度）

※講堂を避難場所として実施するため、避難訓練対象者は、別紙のとおりとします。

4 被害想定

- (1) 全庁舎 強い揺れを伴う地震発生
- (2) 本庁舎 6階から火災発生（火災模擬）
- (3) 第二庁舎 2階で天井崩落等の倒壊被害及び負傷者発生

5 訓練概要

- (1) 各庁舎共通
揺れへの対処（シェイクアウト動作等の実施）、避難方法・経路の確認（全職員）
- (2) 本庁舎
各地区被害状況確認・報告、屋内消火栓による模擬消火（自衛消防隊6階地区隊・本部隊）
- (3) 第二庁舎
被害状況確認・報告、負傷者対応、応急危険度判定士による診断（自衛消防隊2階地区隊・本部隊）

6 訓練日程

時刻	項目	本庁舎（・議会棟）	第二庁舎
09:00	予告放送	訓練実施の予告放送	
09:15	予告放送	J-ALERTにより庁舎内に、強い揺れ発生の予告放送 「緊急地震速報です。強い揺れに警戒してください。」	
	地震発生	職員各自、危険回避行動。強い揺れ（震度6強を想定）の発生	
09:21	本部員参集	本部員参集。庁舎内の状況確認	庁舎内の状況確認
	火災発生等	6階からの火災発生	2階廊下の天井損壊
	消火	火災発生放送。自衛消防隊の初期消火	
	本部設置 通報	本庁舎（警備員室）に本部設置 消防署への通報	第二庁舎（中央監視室）に指揮所を設置
	避難決定	強い余震による損壊（本庁舎）及び火災発生（第二庁舎）により、避難を決定 避難経路の検討	
09:26	情報提供	本庁舎6階からの火災発生。第二庁舎2階の天井損壊。情報の庁内放送	
	避難命令	避難階の順序の放送。職員による避難（※避難場所：講堂）	
09:45	避難完了	避難完了、講堂に集合	
～ 10:00	講評等	総務部長講評、消防署講評	